

## <「特定原材料等一覧表(加工食品)」に掲載するアレルギー食品の表示について>

- 1 納入業者から提出された「物資規格」に基づいて作成しています。
  - 2 掲載する加工食品は、中学校給食に使用する加工食品のうち、原材料で「特定原材料等28品目」及びたこを使用しているものに限ります。(「特定原材料等28品目」及びたこを使用していない加工食品は掲載しません。)
  - 3 次に該当するものは表示しません。
    - (1) 同一製造ライン(機械・器具等)上で、特定原材料等を使用した別製品を製造する等、状況により特定原材料等が入ってしまうことが想定される加工食品
    - (2) 調味料、だし、添加物、ごま油、大豆油などの極微量成分
- 
- 4 献立表のチェック方法
    - ※ 各加工食品の使用日や使用する献立名については、それぞれの献立表をご確認ください。
  - (1) 除去食の提供、一部停止対応の生徒  
「献立確認表」のアレルギー食品を含む料理名の先頭に★マーク、食材行に含まれるアレルギー情報を表示しています。
  - (2) 情報提供の生徒  
「アレルギー食品使用予定献立表」のアレルギー食品にラインを表示しています。

### 5 中学校給食における食物アレルギー対応について

中学校給食において食物アレルギー対応が必要な場合は、申請手続きに必要な書類を中学校に備えていますので、中学校に申し出てください。

### <問い合わせ先>

この表に掲載していない加工食品の成分や中学校給食における食物アレルギー対応に関して、  
ご不明な点については下記まで問合せください。

尼崎市立学校給食センター (06)-6491-8390

